

## 新型コロナウイルス感染症への対応と学びの保障

### 1 学校における感染症対策

長期の臨時休業明け、6月からの学校再開に当たっては、児童生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減させながら教育活動を行うことができるよう、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」が示された。

#### (1) 児童生徒への指導

児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。

#### (2) 発熱等の風邪症状がある場合には登校しないことの徹底

各家庭における児童生徒の健康観察を依頼するとともに、登校時には健康観察票の提出を求め、学校においても確認する。登校後に発熱等が判明した場合は、他の児童生徒等との接触を可能な限り避け、速やかに帰宅させる。

#### (3) 手洗い等の衛生管理の徹底

- ・ 手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗う。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しない。
- ・ 教育活動中は原則としてマスクを着用し、給食時はハンカチを手元に置くなど、咳エチケットに留意する。ただし、マスク着用による熱中症なども懸念されることから、体育の授業中や気温の状況などによっては、マスクを外すことができる。
- ・ ドアノブや手すり、スイッチなど、多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、消毒用エタノールなどを使用して毎日清拭する。用具や物品の共用は極力避け、共用する場合は使用後に手洗いをする。

#### (4) 集団感染のリスクへの対応

- ・ 「密閉」を避けるため、可能な限り窓を開けるなど換気に留意する。
- ・ 「密集」を避けるため、可能な限り児童生徒の間隔を広くとる。
- ・ 「密接」を避けるため、近距離で行う合唱や調理実習、体育での組み合ったり接触したりする運動などを当面控える。

## 2 「学びの保障」の方向性

臨時休業の長期化に伴う学習保障については、学習指導要領に示された各教科等の内容をすべての児童生徒が身に付けることができるよう、年間指導計画の見直しや指導方法の一層の工夫改善等、適切な対応が求められている。

具体的には、次のような留意事項が示されている。

### (1) 各教科等の学習指導

- ・ 学校再開直後は、児童生徒が円滑に学校生活に適應できるよう、時間割や授業の進め方を工夫すること。
- ・ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、地域における感染状況を踏まえ、実施を判断すること。
- ・ 学校再開後の授業において、児童生徒の家庭学習への取組状況や学習内容の定着状況を把握し、年間指導計画の見直しに生かすこと。

### (2) 年間指導計画の見直しに関する留意事項

- ・ 家庭学習との組み合わせや指導順序の変更などにより、学校の授業における重点化を図り、今後新たに必要となる授業時数を明らかにした上で、長期休業期間等における登校日を設定すること。
- ・ 小学校第6学年及び中学校第3学年については、年度内にすべての児童生徒に学習指導要領に示された各教科等の内容を身に付けさせるようにすること。その他の学年についても、児童生徒の負担に十分配慮した上で、今年度中に学習指導要領に示された内容を終えること。
- ・ 体育的な行事（運動会、体育大会等）、文化的な行事（学芸発表会、学校祭等）については、児童生徒の接触、密集、近距離での活動、向かい合っただけの発声などを避けた実施方法を検討し、実施が困難な場合は延期や中止もあり得ること。
- ・ 修学旅行や宿泊研修などの宿泊を伴う行事については、旅行中の児童生徒及び引率者の感染や旅行先での感染状況の変化により、旅行を継続できなくなった場合を想定し、陸路による旅行（道内）を検討すること。

### (3) 学習活動の重点化

- ・ 時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、学校行事の重点化等の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応として、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが考えられる。

#### (4) ICT環境の整備

- ・ 1人1台端末整備の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速し、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等においても、ICTの活用により、すべての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する。

### 3 本市における取組状況

上記のような感染症対策、学びの保障を実践するため、本市においては、教育委員会と学校が連携し、次のような対策に取り組んでいる。

#### (1) 感染症対策

- ・ スクールバス及び児童玄関における密集を解消するため、北陽小学校スクールバスの運行時間を見直した。
- ・ 消毒用アルコール等が調達困難な状況を踏まえ、教育委員会で一括発注し各学校へ配布している。
- ・ 登校時の健康観察のため、発熱のある児童生徒を迅速に察知するサーマルカメラを各学校に整備する。
- ・ 今後、万が一児童生徒や教職員に感染者が発生した場合は、出席・出勤停止にするとともに、保健所により濃厚接触者が特定されるまでの間、当該学級、学年又は学校を臨時休業とする。
- ・ 児童生徒等に感染者がない場合でも、外出自粛など、市全域の活動自粛を強化する取組が必要となった場合は、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、全校の臨時休業を検討する。

#### (2) 学びの保障

- ・ 4月、5月の休業期間中の対応として、教科書を基本とした学習課題、学習プリントなどを配布し、児童生徒が計画的に取り組めるよう働きかけた。4月中はこれまでの復習を内容とした学習課題を提供し、休業期間が延長された5月の連休以降は、まだ学習していない事項の予習を含む課題についても提供を行った。
- ・ 休業期間中に子どもたちが家庭学習で取り組んだ課題については、学校がその取組状況や習得状況を確認した上で、学校再開後の指導に生かしている。
- ・ 休業期間中の学習サポートとして、学校ホームページに教員が作成した指導動画を掲載したり、ノートのまとめ方に関する模範例を示した画像を掲載するなど、ICTを活用した取組も行っている。一部の学校では、WEB会議システムを利用した双方向コミュニケーションについても実施した。
- ・ 公立科学技術大学が運営するeラーニングシステム(eカレッジ)について、受付期間を前倒しして今年度の利用を開始し、あわせて学生ボランティアが個別サポートを行う事業も新たに開始した。

- ・ 学校再開後の授業時数の確保のため、夏季休業及び秋季休業の期間短縮を決定した。新たに登校日とした日については、午前授業とする日を除き、原則として給食を提供することとしている。
- ・ 気温の高い時期に授業を行うことによる児童生徒等の健康面を考慮し、暑さ対策として、各校普通教室に扇風機を設置することとしている。
- ・ 体育的行事、文化的行事については、集団感染のリスクを考慮し、全校一斉に行うものや土曜日、日曜日に予定するものは原則として実施しないこととした。
- ・ 宿泊を伴う行事は、旅行先を原則北海道内として、各学校へ通知を行った。
- ・ 今後、やむを得ず臨時休業の措置とする場合は、まずは適切に学習課題を提供した上で、各家庭のインターネット環境等にも配慮しつつ、ICTを活用した様々な取組を有効に組み合わせて対応する。